

伊都消防組合障害者活躍推進計画

令和2年4月1日
伊都消防組合消防長

1 基本的な考え方

この計画は、障害者と障害者でない者との均等な雇用及び待遇を確保し、障害者がある能力に適合する職業に就くこと等を通じて、その職業生活において自立することを促進するため「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」が制定されました。

さらに、令和元年に法律の一部改正が行われ、障害者である職員がある能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるように、障害者活躍推進計画を策定することとされています。

こうしたことから、障害者活躍推進計画作成指針に基づき、障害者が活躍できる職場環境を推進するため、伊都消防組合障害者活躍推進計画を策定したものです。

2 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の計画期間とします。

3 障害者雇用に関する課題

伊都消防組合は、職員定数61人の一部事務組合で、在職する職員は消防吏員のみとなっている。これまで職員募集については、職種を消防吏員と限定しており、障害者に限定した募集・採用は行っていない。

組織には、在職中に疾病・事故等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）はいない。

過去にも在籍することはなかったが、今後は、職員の高齢化等により、中途障害者となる職員が発生する可能性もあり、中途障害者に対する組織としての体制整備を確立する。

4 目標

(1) 採用に関する目標

消防吏員は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第1に掲げ

る除外職員であるように、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、障害者採用等の可能性を検討する。

(2) 定着に関する目標

なし（障害者である職員がいる場合、定着状況データを把握予定）

5 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として消防本部総務課長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者が在籍することとなった場合は、総務課に職員の相談窓口を設定し、周知する。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活支援相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

職員が中途障害者となり、従来の業務遂行が困難となった旨の相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

(4) その他の人事管理

職員が中途障害者となった場合、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組みを行う。